

埼玉県警察本部訓令第12号

埼玉県警察術科訓練規程を次のように定める。

平成23年3月18日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察術科訓練規程

(概要)

術科訓練の訓練について必要な事項を定めたもので、

- 術科訓練の目的
- 術科訓練責任者の責務
- 術科訓練推進責任者の責務
- 術科訓練実施管理者の責務
- 術科訓練立会責任者の責務
- 術科訓練の種別

等について定めている。